

西有年の産廃処分場計画 「信頼得るには力不足」 事業者が身売りの意向

千種川水系の二級河川・梨ヶ原川の源流部にある西有年の山林を計画地とする産業廃棄物最終処分場の事業説明会が3日、上郡町梨ヶ原の集会所であり、事業計画が行政の認可を受けた場合、事業者（東洋開発工業所（大阪府豊能町））が廃棄物処理業大手の大栄環境（本社・大阪府和泉市）に身売りする予定であることが明らかになった。

説明会は同川の直下にある梨ヶ原自治会が主催。「説明会開催が、自治会として処分場計画に賛成を表明するものではない」との前提で開かれ、事業者側から5人、住民約40人が参加した。出席し

た。説明会で示された計画概要によれば、事業面積は全体で21・8ヘクタール。遮水工、水処理施設、調整池などを整備した上で、そのうち14・6ヘクタールにがれき類、汚泥、ばいじんなど13品目の廃棄物を持ち込み、20年間で302万立法メートルを埋め立てる。遮水工に敷くシートは保護マットを含めた5層構造で、漏水検知センサー

は設置せず、観測井の水質チェックで異常の有無を調べることと説明があつたという。

質疑応答では、「調整池だけで集中豪雨をシヤットアウトできると

は思えない」「遮水シートが破れたら、どのように対処するのか」など、防災や環境面の危険性を不安視する意見や質問が出された。事業者側は「工事したことは、力不足」と卑下し、「弊社の株式全体を大栄環境に売却し、100%子会社になる。事業の運営管理は大栄環境が責任をもつて行っていく」と話したとい

う。説明会は梨ヶ原自治会員入場を限定。大栄環境グループの会員に入場を限定。大栄環境グループの会員に資料は配布されず、プロジェクトで文章や図面を投影しながら口頭による説明だった。今年2月に大栄環境が三木市内で運営する管理型最終処分場を見学したという男性は「大手が請け負うのであれば安心」と計画に前向き。別の男性は「肝心な部分は説明が上滑りしていた。不安は解消されなかつた」と計画の安全性を疑問視した。

大栄環境の社員は説明会開始前、赤穂民報の「計画地がある西有年自治会への説明は行わないのか」との問い合わせに、「いずれ実施することになる」と答えた。(写真は梨ヶ原自治会員以外の入場を禁じて行われた産廃最終処分場の事業説明会)



場を見学したという男性は「大手が請け負うのであれば安心」と計画に前向き。別の男性は「肝心な部分は説明が上滑りしていた。不安は解消されなかつた」と計画の安全性を疑問視した。

大栄環境の社員は説明会開始前、赤穂民報の「計画地がある西有年自治会への説明は行わないのか」との問い合わせに、「いずれ実施することになる」と答えた。(写真は梨ヶ原自治会員以外の入場を禁じて行われた産廃最終処分場の事業説明会)

赤穂民報

元行所
赤穂民報社
赤穂市加里屋駅前町58-18
TEL 43-1886
FAX 46-2626
編集
発行人 広島秀紀

産廃専門家会議が開始
来年2月に論点整理
事業者見解書にも意見

産業廃棄物最終処分場の事業計画に対する

て畠頭の県民局長あいさつを除いて非公開で

員から収集し、11月、
来年2月の2回で論壇

ら計画概要を説明した後、計画地がある福浦の採石場跡を現地視察。今後の日程を調整して閉会したという。

には、計画反対を訴える市民団体「赤穂の環境を守る会」のメンバー約15人が入り口周辺でのぼり旗を手に立ち、建物へ入っていく。

構成員たちに意思を
表の川西康行さん(CE
ビールした。世話人
立邊八環え
二鶴和二は「今後も
議の公開を求めてい
たい」と話した。(写

眞き会代四は産廃最終処分場の論点整理を目的
1回会議が開かれ
播磨県民局の専門
議)



意見書の追加提出
県が事実上認める
産業廃棄物処理施設
を設置する事業者に丘
廃県条例が提出を義務
付けている「説明会実
施状況報告書」について、
県西播磨県民局は、「事業
者自らが（意見書
提出者に）説明すべ
き」との考えを明らか
にした。また、報告書
への反論に対しても
「事業者が回答する」

とが合意形成に必要」とし、意見書の追加提出を実上容認した。これらの考え方は、報告書の公開や意見書の追加提出権などをめでていた市民団体「まちの環境を守る会」の申し入れに対する4月30日付け回答書の中で明記された。

回答書で四方俊郎監
境参事は、事業者が知り得る意見書を意見提出者に伝

開すること)について
「(条例で)義務付けて
していない」としな
らも、「公開を拒否
した場合、関係住民と
合意形成は難しくく
ると指摘。「意見書
出者に見解書や報告
を届けるなど事業者
らが説明すべき」と
任を明確にした。

また、報告書や見
書についてさらに意
があれば、「事業者

対して説明を求める事業者が回答することが今後意形成に必要である」とし、条例に定められた意見書提出期間（事業計画の広告翌日から45日）を経過した後でも、事業者へ意見書を追加提出できる権利を認めめた。ただし、県局への意見書の追加提出は不可とした。